

二級
木造 建築士死亡(失そう宣告)届書

下記の者は、 年 月 日 死亡致し 失そう宣告を受け ましたので、関係書類を添え建築士法施行細則第 6 条の規定により届出ます。

令和 年 月 日

一般社団法人 京都府建築士会 会長 様

届出義務者 住 所

氏 名 印

電話番号

本人との関係

記

1 氏 名	
2 生 年 月 日	
3 登 録 番 号	
4 登 録 年 月 日	
5 本籍地の都道府県	